8　ベトナム社会主義共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら付表1欄に掲げる事業計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、付表1欄に掲げる事業計画の実施に従事する者及びベトナム社会主義共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　情報源及び資料の出所を公正に取り扱うことを確保しつつ、ベトナム社会主義共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　付表1欄に掲げる事業計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　付表1欄に掲げる事業計画に関連するその他の情報（不正腐敗行為に関するものを含む。）

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

11　付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をベトナム社会主義共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十一年十月三十一日に東京で

ベトナム社会主義共和国駐在
日本国特命全権大使　谷﨑泰明

ベトナム社会主義共和国
計画・投資大臣　ブイ・クアン・ヴィン閣下

付　表

1	2		3	4	5
事業計画名	供与限度額		利子率（パーセント）	償還期間	支出期間（借款契約の発効の日の後）
1　ラックフェン国際港建設計画（港湾）（第一期）	百十九億二千四百万円		○・一	十年の据置期間の後三十年	五年
		コンサルタントに対する支払部分	○・○一		
2　ラックフェン国際港建設計画（道路・橋梁）（第一期）	九十億七千百万円		○・一	十年の据置期間の後三十年	五年
		コンサルタントに対する支払部分	○・○一		
総　額	二百九億九千五百万円				

（ベトナム側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をベトナム社会主義共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十一年十月三十一日に東京で

ベトナム社会主義共和国
計画・投資大臣　ブイ・クアン・ヴィン

ベトナム社会主義共和国駐在
日本国特命全権大使　谷﨑泰明閣下

○厚生労働省告示第四百三十五号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第五項第一号の規定に基づき、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十一月十六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第百二十五号を第百二十六号とし、第十四号から第百二十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号中「メソトレキセート」を「メトトレキサート」に改め、「慢性関節リウマチ」を「関節リウマチ及び関節症状を伴う若年性特発性関節炎」に改め、同号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九　（二Ｒ・三Ｒ・三ａＳ・七Ｒ・八ａＳ・九Ｓ・一〇ａＲ・一一Ｓ・一二Ｒ・一三ａＲ・一三ｂＳ・一五Ｓ・一八Ｓ・二一Ｓ・二四Ｓ・二六Ｒ・二八Ｒ・二九ａＳ）－二一－［（二一Ｓ）－三－アミノ－二－ヒドロキシプロピル］－三－メトキシ－二六－メチル－二〇・二七－ジメチリデンヘキサコサヒドロ－一一・一五：一八・二一：二四・二八－トリエポキシ－七・九－エタノ－一二・一五－メタノ－九Ｈ・一五Ｈ－フロ［三・二－ｉ］フロ［二・三：五・六］ピラノ［四・三－ｂ］［一・四］ジオキサシクロペンタコシン－五（四Ｈ）－オン（別名エリブリン）、その塩類及びそれらの製剤

○国土交通省告示第千百五十八号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十三年八月三十日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十三年十一月十六日

国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付されることがある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒Ｇ－2057	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　ＤＢＦ－ＨＲ16－７Ｍ20Ａ	三菱　ＤＢＦ－Ｂ＊＊Ｍ20	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地
㊒Ｇ－2058	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　ＤＢＡ－ＨＲ16－７Ｍ20Ａ	三菱　ＤＢＡ－Ｂ＊＊Ｍ20	〃

○国土交通省告示第千百五十九号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十三年九月二十七日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十三年十一月十六日

国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付されることがある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒Ｇ－2142	一酸化炭素等発散防止装置　日野　Ｊ08Ｅ－ＶＧＡ	日野　ＬＤＧ－ＦＴ８Ｊ＊＊＊	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１